

4市選管第1227号  
令和4年10月5日

市議会議員選挙及び市長選挙に係る公職の候補者等 } 殿  
相模原市内に所在する後援団体の代表者 }

相模原市選挙管理委員会委員長  
( 公 印 省 略 )

街頭等における文書図画の掲示（使用）の規制について（お知らせ）

平素から選挙事務に対して御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公職の候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される文書図画（当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用される文書図画（後援団体の名称を表示するもの）につきましては、公職選挙法第143条第16項各号に規定されるもの以外は掲示することが禁止されています。

つきましては、公職の候補者等又は後援団体の政治活動の一環として道路や駅頭などにおいて、当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項若しくは当該後援団体の名称を表示した、のぼり旗、プラカード、たすき、腕章等及び政治活動用ポスターを掲示（使用）することはできませんので、御留意いただきたくお知らせいたします。

なお、違反した場合は、公職選挙法第243条に罰則の規定がございますので念のため申し添えます。

注：公職選挙法でいう「文書図画」とは、社会一般で用いられる言葉の意味より広く、一般的には「物体に記載された意思の表示であって、文字その他の発音符号によって表示されたものを文書といい、象形によって表示されたものを図画という。」とされていて、材料は紙、木、金属などの種類を問わないし、また表示の方法は、記載、印刷、彫刻、映写などの別を問いません。

※政治活動のために使用される文書図画に係るお知らせは、市ホームページにも掲載しております。

以 上

相模原市選挙管理委員会事務局  
電話 042(769)8290

# 公職選挙法(抜粋)

(文書図画の掲示)

## 第143条

1～15 (略)

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。)の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5第1項に規定する後援団体(以下この項において「後援団体」という。)の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。

- 一 立札及び看板の類で、公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り、掲示されるもの
- 二 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの(公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第19項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)内に掲示されるものを除く。)
- 三 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会(以下この号において「演説会等」という。)の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの

四 (略)

17～19 (略)

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第243条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

一～三の三 (略)

四 第143条又は第144条の規定に違反して文書図画を掲示した者

五 (略)

五の二 第147条の規定による撤去の処分(同条第1号、第2号又は第5号に該当する文書図画に係るものに限り。)に従わなかつた者

六～十 (略)

2 (略)